

平成 30 年 7 月 31 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策企画課 犯罪収益移転防止対策室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
に対する意見の提出について

平成 30 年 7 月 2 日付けで意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと
おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ
げます。

以 上

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見等

項番	該当箇所	意見等
1	別紙2 第4条第1項第1号	簡素な顧客管理が許容されるものとして改正前の犯収法施行規則第4条第1項第1号に限定列挙されている各信託に係る取引は、いずれも改正後の同号の取引に該当し、改正後も引き続き簡素な顧客管理が許容されるという理解でよいか。
2	同上	<p>事業者が事業の廃止等の場合に返還すべき金銭等の保全・分別管理が法令に規定されている限り、保全・分別管理の具体的な方法として信託による方法が法令自体に明示的に規定されていないとしても、法令の委任を受けた告示に定められ、あるいは法令の定める方法の解釈として信託による方法が含まれることを示す通達・ガイドライン等がある場合には、改正後の犯収法施行規則第4条第1項第1号柱書の「法令の規定により」との要件を満たすという理解でよいか。</p> <p>例えば、有料老人ホームの設置者による入居者前払金の保全については、老人福祉法第29条第7項・同法施行規則第20条の10において、有料老人ホームの設置者が入居者の前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない旨のみが規定されており、保全の具体的な方法を定めた「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）の第2号ハにおいて「信託会社等との間において、保全金額につき一時金を支払った入居者を受益者とする信託契約を締結すること。」として信託保全が認められているが、このような保全信託の設定は、あくまで法令に定める「措置」として行うものであるため「法令の規定により」にあたるという理解でよいか。</p>
3	同上	改正後犯収法施行規則第4条第1項第1号柱書括弧書においては、「ロに掲げる事項を目的として行うものにあつては、受益権（信託財産の交付を受ける権利に係るものに限る。）が受益者代理人が必要と判断した場合にのみ行使されるものに限る」と定められている。かかる要件に関して、当該「受益権」は、事業者が設定した保全・分別管理信託に基づいて、当該事業者が金銭等の返還義務を負う「相手方」が取得する、当該金銭等相当額の信託財産の交付を受ける受益権を意味するのであり、当該信託に基づき事業者も一定の信託財産（保全・分別管理の必要額を超過する金額相当額の信託財産）の交付を受ける受益権を保有するとしても、かかる事業者が保有する受益権は、改正後犯収法施行規則第4条第1項第1号柱書括弧書に定める「受益権」には含まれないとの理解でよいか。

項番	該当箇所	意見等
		<p>簡素な顧客管理が許容されるものとして改正前の犯収法施行規則第4条第1項第1号に限定列挙されている顧客分別金信託等を含めて、保全・分別管理信託では事業者がそのような受益権を保有することが一般的であるため、そのような事業者が保有する受益権の行使については受益者代理人の判断による必要がないことを確認させていただきたい。</p>
4	同上	<p>改正後犯収法施行規則第4条第1項第1号柱書括弧書においては、「ロに掲げる事項を目的として行うものにあつては、受益権（信託財産の交付を受ける権利に係るものに限る。）が受益者代理人が必要と判断した場合にのみ行使されるものに限る」と定められている。</p> <p>かかる要件に関して、事業者が金銭等の返還義務を負う「相手方」保護の観点から、受益者代理人による速やかな信託契約の解約がなされない場合（受益者代理人による事業者の状況の把握や信託契約の解約といった対応が遅れる場合）等において受託者も信託契約を解約し得る仕組みとするため、当該事業者の事業廃止等の場合における信託契約の解約権を（受益者代理人のみならず）受託者にも付与しておき、当該事業者の事業廃止等の場合において、受託者による信託契約の解約後に、受益者代理人が当該「相手方」のための受益権の一括行使（受託者に対する当該「相手方」に交付すべき信託財産の金額等に関する通知）を行って初めて、「相手方」が信託財産の交付を受けるのであれば、受益権について「受益者代理人が必要と判断した場合にのみ行使される」との上記要件を満たすとの理解でよいか。</p>
5	別紙2 第4条第1項第1号ロ	<p>以下の①乃至④の各信託に係る取引は、受益者代理人の判断による受益権の行使について改正後の犯収法施行規則第4条第1項第1号柱書括弧書の要件を満たす限り、いずれも改正後の同号の取引（同号のうち「ロ」に掲げる事項を目的として行うもの）に該当し、改正により新たに簡素な顧客管理を行うことが許容されるという理解でよいか。</p> <p>① 投資型クラウドファンディング業務を行う金融商品取引業者を委託者とする投資家資金の分別管理信託（金融商品取引法第2条第8項柱書・金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第4号・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号の2ロの規定による信託）</p> <p>② 有料老人ホームの設置者を委託者とする入居者前払金の保全信託（老人福祉法第29条第7項・同法施行規則第20条の10・「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）第2号ハの規定による信託）</p> <p>③ ファンド持分等の私募の取扱い等（投資型クラウドファンディング業務を除く）を行う第二種金融商品取引業者を委託者とす</p>

項番	該当箇所	意見等
		<p>る投資家資金の分別管理信託（金融商品取引法第2条第8項柱書・金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第4号・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号・金融商品取引法第42条の4・金融商品取引業等に関する内閣府令第132条第1項・第125条第2号ハの規定による信託）</p> <p>④ FX取引以外の店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者を委託者とする投資家保証金の分別管理信託（金融商品取引法第43条の3第1項・金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第2号ロの規定による信託）</p>
6	<p>別紙2 第6条第1項第1号ホ～ト</p> <p>別紙3 第6条第1項第1号チ</p>	<p>特定事業者が提供するソフトウェアを使用する方法、または、半導体集積回路に記録された情報を利用する方法による新たに定められた本人特定事項の確認の方法は、各特定事業者が自身の事業内容や取り扱う商品等を勘案し、採用するかどうかを判断すればよいとの理解でよいか。</p>
7	<p>別紙2 第6条第1項第1号ホ</p>	<p>「特定事業者が提供するソフトウェア」に求められる要件、具体的な機能があればご教示いただきたい。</p>
8	<p>同上</p>	<p>「当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報」という記載について、「当該顧客等の容貌」と「写真付き本人確認書類の画像」は必ずしも同一の画像に収める必要はないという理解でよいか。</p>
9	<p>同上</p>	<p>「当該顧客等の容貌」と本人確認書類に貼り付けられた写真画像が同一人物であることについて、目視による確認または機械による顔の画像照合による確認のいずれも認められるという理解でよいか。</p>
10	<p>同上</p>	<p>「当該顧客等の容貌」と本人確認書類に貼り付けられた写真画像が同一人物であることの照合について、何等か基準があればご教示いただきたい。</p>
11	<p>同上</p>	<p>「当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができる」という記載について、以下3点確認させていただきたい。</p> <p>①「確認することができる」と見なされる基準を明確化いただきたい。</p>

項番	該当箇所	意見等
		<p>②単なる画像の切り出しである場合に、厚み等を後日確認することは難しいため、動画を撮影しその送信を受ける等が対応方法のひとつであると考えられるが、その場合、従来から作成してきた本人確認記録書と併せて保管することは現実的ではない。したがって、例えば、共通のナンバリングなどを行って当該動画を7年間保存することも認められるという理解でよいか。</p> <p>③クライアント側端末に顔認証機能等を組み入れたアプリケーションを提供し、一連の動作の中で、顧客が条件を満たした瞬間の画像を切り出し特定事業者側に送信を行うことも認められるという理解でよいか。</p>
12	同上	<p>特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、写真付本人確認書類の画像情報を用いた本人特定事項確認を実施する場合、「本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるもの」とあるが、以下の点を確認したい。</p> <p>①本人確認書類の厚みを確認する方法について、例えば携帯電話の写真機能を利用した場合、運転免許証等について正面からだけでなく、横からの画像も保管する必要があるか。正面からの画像と横からの画像に写った本人確認書類の同一性を確認することは困難ではないか。</p> <p>②本人確認書類の画像読取を行うために使用する専用の機器が厚みを確認して真贋判定をする場合は、画像情報に厚みを記録しなくてもよいか。</p>
13	同上	「本人確認書類の厚みその他の特徴」について、パスポート、運転免許証をモデルに求められる画像の例示を提供いただきたい。
14	同上	「当該写真付き本人確認書類の厚み」の確認は、特定事業者が確認可能と判断した場合、静止画で充足するとの理解でよいか。
15	同上	「その他の特徴を確認することができるもの」とは、具体的にどのようなものが考えられるか明示いただきたい。
16	同上	「送信を受ける方法」とは、動画のみならず、静止画による方法も認められるという理解でよいか。
17	同上	「当該顧客等の容貌」を撮影するソフトウェアと、「写真付本人確認書類の画像」を撮影するソフトウェアを別のソフトウェアとすることも認められるという理解でよいか（いずれのソフトウェアも特定事業者が提供）。
18	同上	運転免許証など、変更事項が裏面に記載される書類の場合で、裏面が空白の場合は、裏面の画像情報を撮影・取得する必要はないという理解でよいか。
19	別紙2	「当該顧客等の写真付き本人確認書類（中略）に組み込まれた当該半導体集積回路」について、半導体集積回路上の記録事項が真

項番	該当箇所	意見等
	第6条第1項第1号へ	正なものであることを担保する方法として、秘密鍵で暗号化されている当該記録事項を特定事業者が公開鍵で複合することも認められるという理解でよいか。
20	同上	「当該顧客等の容貌」と半導体集積回路に記録されている写真画像が同一人物のものであることについて、目視による確認または機械による顔の画像照合による確認のいずれも認められるという理解でよいか。
21	同上	半導体集積回路に記録された情報の送信を受ける方法について、特定事業者が提供するソフトウェアを使用する必要はないという理解でよいか。
22	別紙2 第6条第1項第1号ト	ホ及びヘにおいては、顧客等の容貌および写真付き本人確認書類画像情報により、取引依頼人と本人確認書類の所有者における同一姓の確認が可能なところ、当該確認方法のうち、次条1項1号ハの画像情報では顔写真がなく、同一性が確認できないためなりすましのリスク（不正者が、通帳もしくはキャッシュカードを不正取得した場合、一時期に複数の口座開設が可能となりうる、本人不知口座が増加するリスク）は高まるが、これを許容する理由を伺いたい。
23	同上	<p>「(取引の相手方が次の(1)又は(2)に規定する氏名、住所及び生年月日の確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある顧客等(中略)との間における取引を行う場合を除く)」という記載について、これは、「特定事業者」は、「他の特定事業者」が行った確認の際、当該「他の特定事業者」が疑ったということを認識した場合、という理解でよいか。この理解でよい場合、疑いがあることについて「他の特定事業者」に明示的に確認する必要があるか。</p> <p>また、「特定事業者」が「他の特定事業者」になりすましの疑いについて明示的に確認する必要がある場合、「他の特定事業者」がこれに回答しても情報の提供あるいは内報の禁止には抵触しないとの理解でよいか。</p>
24	同上	本号トで定める方法は、(1)および(2)に定める通り、他の特定事業者である銀行等に本人特定事項の確認を補助する情報を確認することを要するものであるが、他の特定事業者において(1)および(2)に応じるか、また応じる場合その時期がいつになるかは各他の特定事業者の判断に委ねられるとの理解でよいか。
25	同上	本号トは、(1)に定める「令第七条第一項第一号イに掲げる取引又は同項第三号に定める取引」や、(2)に定める「当該預金又は貯金口座に係る令第七条第一項第一号イに掲げる取引」を行うに際して、本人特定事項の確認を行い、確認記録を保存していることが条件となっているが、これは預金・貯金口座開設やクレジットカードの契約に際して行ったもののみならず、法第四条第三項に

項番	該当箇所	意見等
		基づき、令第七条に定める他の取引に際して行った確認及び確認記録を根拠として、預金・貯金口座開設やクレジットカードの契約時の確認及び確認記録の保存を省略した場合も含まれるとの理解でよいか。
26	同上	他の特定事業者からの照会に回答することについて、個人情報保護法上の整理をご教示いただきたい。すなわち、個人情報保護法第23条第1項第1号「法令に基づく場合」に該当するのか、それとも、他の特定事業者からの照会に回答することについて、「あらかじめ本人の同意」を得る必要があるのか。
27	別紙2 第6条第1項第1号ト(1)	「当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告」とは、具体的にどのような事項を指すか、例示いただきたい。
28	同上	本号ト(1)の方法は、特定事業者が顧客に対し本人特定事項の確認を行う際にそれを補助する情報として、他の特定事業者である銀行等において、①当該顧客が預金・貯金口座やクレジットカード契約を有し、②各種契約に際して本人特定事項の確認を行いそれを記録し、かつ、③当該顧客が各種契約の顧客と同一であることを確認していることを確認するものであり、本人特定事項の確認の責任は「他の特定事業者」ではなく本人特定事項の確認を行おうとする特定事業者自身にあるとの理解でよいか。
29	同上	当該顧客等が「他の特定事業者」において確認、記録されている顧客等と同一であることを「特定事業者」がどのように確認することを想定しているのか具体的に例示いただきたい。 また、「特定事業者」は「他の特定事業者」から、本人確認済か否かだけでなく、記録表の有無、ならびに氏名・住所・生年月日情報を回答してもらう必要があるとの理解でよいか。
30	同上	自身が「他の特定事業者」となり、「特定事業者」からの照会に回答する場合について、仮にその回答に誤りがあったとしても、本人特定事項の確認の責任そのものは「特定事業者」にあり、「他の特定事業者」が責任を求められることはないという理解でよいか。
31	同上	照会を受ける「他の特定事業者」では、照会の方法により、即時あるいは即日回答できない状況も考えられる。「他の特定事業者」が回答を行う期限は求められず、合理的な期間内に行われれば良いとの理解でよいか。
32	同上	「他の特定事業者が令第七条第一項第一号イに掲げる取引又は同項第三号に定める取引を行う際に」とあるが、この取引に限定する理由は何かご教示いただきたい。

項番	該当箇所	意見等
33	別紙2 第6条第1項第1号ト(2)	「特定事業者」は「当該顧客等について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、かつ、当該確認に係る確認記録を保存している」ことを、どのように確認するのか、確認方法をご教示いただきたい。
34	同上	「当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるもの」とは具体的にどのようなものを想定しているかご教示いただきたい。
35	同上	振込に利用される口座が何らかの事情により本人特定事項の確認が未済であっても、当該確認方法を利用する特定事業者が本人特定事項の確認に係る責任を負うという理解でよいか。また、この場合において、当該口座を保有する他の特定事業者は特定事業者から責任を求められることはないとの理解でよいか。
36	同上	本号ト(2)の方法は、特定事業者が顧客に対し本人特定事項の確認を行う際にそれを補助する情報として、当該顧客が他の特定事業者である銀行等に預金・貯金口座を有し、かつ、他の特定事業者における口座開設に際して本人特定事項の確認を行うことを定めていることを確認するものであり、本人特定事項の確認の責任は他の特定事業者ではなく本人特定事項の確認を行おうとする特定事業者自身にあるとの理解で相違ないか確認したい。
37	同上	「当該顧客等又はその代表者から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳」とあるが、「当該振込みを特定するために必要な事項」とは、少なくとも振込日、振込人、金額の3点が確認できればよいとの理解でよいか。
38	別紙2 第6条第1項第3号ニ	当該法人の代表権を有する役員から「当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告」を受けていれば、特定事業者自身が一般財団法人民事法務協会から登記情報の送信を受ける方法も認められるという理解でよいか、念のため確認させていただきたい。
39	同上	「当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から登記情報（同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法」の「指定法人から登記情報の送信を受ける」は、特定事業者自身が指定法人から直接登記情報の送信を受けず、司法書士等が送信を受けた登記情報の提供を受けて、その内容を特定事業者が確認する場合も含まれるという理解でよいか。

項番	該当箇所	意見等
40	別紙2 第19条第1項 第2号	<p>「次のイからルまでに掲げる場合に依り、それぞれ当該イからルまでに定めるもの（特定事業者が作成した写しを含む。以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（へに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法」の「特定事業者が作成した写しを含む」は、「へに掲げる場合」以外は、送付を受けた本人確認書類の写し、本人確認書類の画像ファイル、本人確認用画像情報等を送付された状態のまま添付せず、次のような方法で添付することも認められるという理解でよいか。</p> <p>① 電子ファイルで本人確認書類の写しが送付された場合に形態の異なる電子ファイルに変換して添付する。</p> <p>② 本人確認書類の画像ファイル、本人確認用画像情報等を紙でプリントアウトし、プリントアウトしたものの画像をスキャナで読み込み、イメージデータとして添付する。</p>
41	別紙3 第6条第1項第 1号チ〜リ	<p>本号チ〜リの改正は非対面による本人特定事項の確認の方法が厳格化されるものと認識しているが、かかる方法を、施行日である平成32年4月1日より前から開始することも認められるという理解でよいか。</p>
42	別紙3 第6条第1項第 1号リ	<p>「次項第三号に掲げる書類にあっては、当該顧客等と同居する者のものを含み」という記載について次の点をご教示いただきたい。</p> <p>① 同居する者とは主に同居親族（同一の姓）が考えられるところ、親族あるいは同一の姓に限られないとの理解でよいか。</p> <p>② 同居していると判断する根拠として認められる例をお示し頂きたい。例えば、住所が同一であればよいか。</p> <p>③ 補完書類は第三号以外にもあるところ、第三号のみとしている理由をご教示いただきたい。</p>
43	同上	<p>代表者等の本人特定事項の確認に関し、平成32年4月1日までは、第6条第1項第1号チの規定により、本人確認書類の原本または写し（1つ）の送付を受け、転送不要郵便を送付することにより、本人特定事項の確認を行うことを認められるが、平成32年4月1日から、第6条第1項第1号リの規定を適用する場合は、転送不要郵便での送付に加え、2つの書類（本人確認書類または補完書類）の送付を受けることが必要になるという理解でよいか、念のため確認させていただきたい。また、この理解でよい場合、こうした差異を設ける理由をご教示いただきたい。</p>
44	別紙3 第6条第1項第 1号ヌ（1）	<p>本規定にもとづく確認により口座開設を行った後、当該口座が適切に使われていない、すなわち「給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込」がないことが明らかになった場合、特定事業者の判断により再度本人特定事項の確認を求める、あるいは本人特定事項の確認未済として取扱うことも認められるという理解でよいか。</p>

項番	該当箇所	意見等
45	同上	<p>「令第7条第1項第1号イに掲げる取引のうち、法人（特定事業者との間で行われた取引の態様その他の事情を勘案してその行う取引が犯罪による収益の移転の危険性の程度が低いと認められる法人に限る。）の被用者との間で行うもの・・・」とあるが、使用者たる法人について、犯罪による収益の移転の危険性の程度が低いか否かの判断基準は、例えば「行内で付与する顧客リスク格付が最も低い先」等、各行がリスク・ベース・アプローチに基づき、任意に設定することができるという理解でよいか。</p>

以上